

平成24年1月6日

原子炉等規制法等の改正にかかる細野原発事故担当相の 会見に対する知事コメント

本日、細野大臣の記者会見において、東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえた原子炉等規制法等の改正案について発表があり、原発の「40年間運転制限」導入についても発表がなされたところ。

福島第一原子力発電所の事故以降、国民の間で高経年化炉に対する不安感が増大してきているが、立地14道県も高経年化の影響などを国民に分かりやすく説明するよう国に要望してきた。

そうした中で、これまで運転期限という概念のなかった原子炉に一定の運転年数制限を設けるとしたことは、その一つの対応策と理解している。

その年数を40年としたことについては、その考え方を国において分かりやすく説明をしていくことが重要である。

また、例外として、一定期間の運転延長を申請する原子炉に対しては、あらためて施設の経年劣化の評価や原子炉施設の保全を遂行する事業者の能力を審査することとされているが、具体的なことについて分かりやすく説明することが必要である。

また、そうした審査が透明性の高い場で厳格に行われるよう、今後の取扱いについても注視していきたい。

今回の福島原発事故における経年劣化の影響については、現在も検証が継続中であり、いまだ明らかにはなっていないが、そうした原因究明を進めるとともに、新たな知見が判明した際には既存の原発にもその知見が反映されるよう、引き続き求めていく。

連絡先 総務部原子力安全対策課 山崎 功 電話 0852-22-5695
